

2025 年 11 月 6 日

各 位

会 社 名 長瀬産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 上島 宏之
(コード：8012、東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 人事総務本部長 和久田 利夫
(TEL. 03-3665-3039)

株式報酬制度に係る自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025 年 12 月 5 日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 487,700 株 本日現在の見込数であり、2025 年 11 月 17 日に改めて決定しますが、1,675,000,000 円を下記（3）で決定した処分価額により除した数（単元未満株は切り捨て）とすることを予定しています。
(3) 処 分 価 額	1 株につき 3,434 円 本日現在の見込額であり、2025 年 11 月 17 日に改めて決定します。（注 1）
(4) 処 分 総 額	1,674,761,800 円 本日現在の見込額であり、上記（3）の処分価額に（2）の処分数を乗じた金額といたします。
(5) 処 分 予 定 先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

（注 1）本自己株処分の処分価額の決定方法（価格決定期間を設けた趣旨）

上記（3）記載の 3,434 円は、本日の前日（2025 年 11 月 5 日）の終値を、暫定的な処分価額として記載しているものです。即ち、当社は、本自己株式処分の処分価額を処分予定先に特に有利でない価額とするためには、直近の市場価格及び市場価格の推移を踏まえたうえで処分価額を決定すべきであると考えております。しかるところ、当社は、本日 2025 年 11 月 6 日に、2026 年 3 月期第 2 四半期決算短信を公表しております。そこで、当該公表に伴う株価への影響を踏まえたうえで、2025 年 11 月 17 日に、改めて本自己株式処分の処分価額を決定することといたします。具体的には、2025 年 11 月 5 日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 3,434 円と、2025 年 11 月 11 日から同月 14 日までの各日の直前

取引日終値のうち、最も高い金額をもって、処分価額として決定することを予定しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年5月10日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）及び執行役員の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役及び執行役員が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、当社取締役に対する導入については、2022年6月20日開催の第107回定時株主総会において承認決議されました。

また、当社は、2025年5月8日開催の取締役会において、本制度の内容を一部変更することを決議し、取締役の報酬に対する変更については、2025年6月18日開催の第110回定時株主総会で承認決議されております。

さらに、当社は、2025年7月25日開催の取締役会において本信託（本制度運用のために当社が設定した信託をいいます。以下同様です。）の信託期間を延長することを決議し、2025年9月3日に当社子会社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様とし、当社の取締役及び執行役員と総称して、以下、「取締役等」といいます。）を本制度の対象者に追加することを決定しております。

本制度の概要につきましては、2025年5月8日付「役員に対する業績連動型株式報酬制度の変更に關するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、本信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））に対して行うものであります。

処分数量につきましては、当社及び当社子会社が定めた株式交付規程に基づき取締役等に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2025年9月30日現在の発行済株式総数109,908,285株に対し、0.44%（2025年9月30日現在の総議決権個数1,046,031個に対する割合0.47%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入）となります（注2）。当社としましては、本自己株式処分は本制度の目的（上記）を達成するために必要なものであり、その処分数量及び希薄化の規模は合理的であって、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

（注2）上記1の表の（2）のとおり、処分数量は2025年11月17日に改めて決定しますので、本日現在の見込数を前提として計算した希薄化率を記載しています。

（ご参考）本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
受益者	取締役等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の当社株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2023年3月2日
信託の期間	2023年3月2日～2031年8月31日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、上記1の（注1）のとおり、2025年11月5日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である3,434円と、2025年11月11日から同月14日までの各日の直前取引日の終値のうち、最も高い金額とすることを予定しております。このような処分価額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であり、また処分価額を直近の市場価格とその推移を踏まえて決定する方法であるため、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると考えているためです。

なお、2025年11月5日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である3,434円の、同取引所における当社の普通株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入）は次のとおりとなります。

期間	終値平均 (円未満切捨て)	乖離率
1ヶ月（2025年10月6日～2025年11月5日）	3,300円	4.06%
3ヶ月（2025年8月6日～2025年11月5日）	3,229円	6.35%
6ヶ月（2025年5月6日～2025年11月5日）	2,995円	14.66%

以 上